

控


1



訴 状

平成30年10月29日

大阪地方裁判所 御中

〒634-0805 奈良県橿原市地黄町172番2号
原 告 吉 井 康 雄 
電 話 0744(29)1685
携帯電話 080-3489-1685

〒533-0015 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号
被 告 学校法人 大阪経済大学
代表者理事長 藤 本 二 郎

〒533-0015 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号
学校法人 大阪経済大学内
被 告 北 村 實

〒533-0015 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号
学校法人 大阪経済大学内
被 告 池 島 真 策

〒533-0015 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号
学校法人 大阪経済大学内
被 告 井 形 浩 治

名誉棄損等請求事件

訴訟物の価額 1000万円
貼用印紙額 5万円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金1000万円及びこれに対する平成28年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、平成9年4月から平成25年3月31日まで本件大阪経済大学経営学部の教授として勤務していた者である。

被告は、東淀川区で大阪経済大学（以下「被告大学」）を運営する学校法人である。

被告北村實は別件訴訟1および2では、総務担当理事、別件訴訟1では経営学部カリキュラム委員の地位にあったもので、元副学長・理事、元経営学部長・理事である。

被告池島真策は別件訴訟1では、経営学部副学部長兼カリキュラム委員長および学部長・理事の地位にあったもので、現在は経営学部学部長・理事にある。

被告井形浩治は別件訴訟1では、経営学部学部長・理事の地位にあったもので、現在は評議員である。

なお、下記の被告大学関係者は訴外とする。

訴外佐藤武司（以下、「佐藤」）は別件訴訟1および2では、被告大学理事長の地位にあったもので、現在は理事である。

訴外田村正晴（以下、「田村」）は別件訴訟2では、理事および同窓会会長の地位にあったもので、現在は理事であり、事務局長経験者でもある。

訴外木村俊郎（以下、「木村」）は別件訴訟2では、経営学部長・理事の地位にあったものである。

なお、別件訴訟1は原告が地位確認を求めて被告大学を訴えた訴訟であり、別件訴訟2は被告大学が名誉棄損などで原告を訴えた訴訟である。この概要は下記に示す。

2 当事者間の紛争

原告が訴える被告大学による名誉棄損訴訟について、最初に、その全体像を次頁に図解化して説明しておく。

原告が被告大学に1997年4月に着任した第1印象は指導者のいない集団、調整機能を欠いたホロニック構造という印象であった。

原告が在職中に経営学部執行部から継続して組織的なパワハラを受けることになったのは、この被告大学の弱点が表面化したものである。

それは、原告の担当科目を受講する意思を有していた学生の意向を無視し、不開講、その後、非常勤講師に同じ科目名で持たせるという2003年2月以降の不法行為で始まり、原告が退職する2012年の特任教授申請時期に、原告の申請書類を特任教員推薦委員会に故意に提出しないという非常識な手段で妨害した不法行為まで続いている。

その間、原告は2回、被告大学の人権委員会に名誉棄損で訴えられ、夏、冬、春と休みが続く時期が近づくと、人権委員会からの呼び出しの電話やメール、文書などで不安

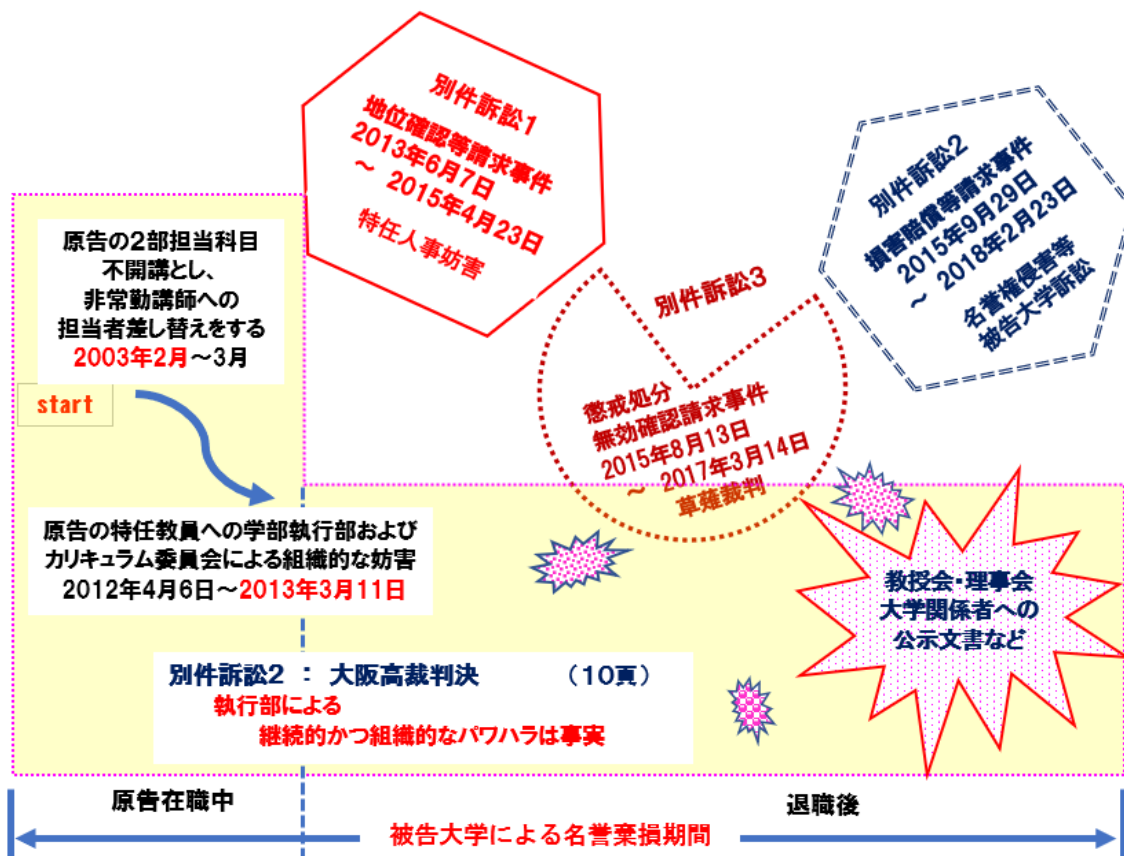
な日常生活を強いられ、退職に追い込まれないようにと、防戦一方の生活を送った記憶を有している。それを窺わせる情報として、原告のハードディスクのフォルダーを示しておく。

↑ HDPC-UT (E) > 001_大学・研究所関係 > 大阪経済大学_大学関係 > アカハラ > 5_人権委員会提出文書

名前	更新日時	種類
0_面接延期願い_2004_7_31.doc	2004/07/31 5:22	Microsoft
1_人権委員会へのお願い_2004_8_4.doc	2004/08/05 3:22	Microsoft
2_勝山弁護士から人権委員会への文書_2004_8_6.doc	2005/07/19 20:45	Microsoft
3_面接要求に対する回答_2004_9_28.doc	2004/09/29 0:59	Microsoft
4_出席要請に関する回答_2004_11_02.doc	2004/11/02 18:00	Microsoft
5_11月5日文書_名誉毀損判断への反論(提出)_2004_11_12.d	2004/11/25 7:58	Microsoft
6_11月19日文書に対する反論(吉井名で提出)_2004_11_23.	2004/11/25 7:55	Microsoft
7_(未提出) 人権委員会への要望書_2005_5_17.doc	2005/07/20 12:11	Microsoft
8_樋口氏名誉毀損訴訟に関する返書_2005_621.doc	2005/06/21 23:32	Microsoft
9_樋口氏青水氏名誉毀損訴訟に関する返書_2005_7_1.doc	2005/06/29 13:29	Microsoft
10_樋口_青水_名誉毀損訴訟に関する返書_2005_7_5.doc	2005/07/20 11:49	Microsoft
11_人権委員会への挨拶文_2005_7_8.doc	2005/07/08 0:57	Microsoft
12_調査委員会(樋口)への回答延期願い_2005_7_19.doc	2005/07/19 14:29	Microsoft
13_調査委員会(樋口)への回答延期願い_(2)_2005_7_26.doc	2005/07/26 7:40	Microsoft

原告は、被告大学を最後の職場にしようと思っていたため、風土改革に努めたが、逆効果であり、理事会には原告の調査委員会が設置され、その委員会は2012年まで存在していたとのことである。

執行部からの嫌がらせは教育・研究活動にも及び、学内では、原告の影響力を裂くために、他学部教員との交流機会となる各種委員会から外すといった情けない境遇におかれていた。



裁判との関係では、2012年4月、新任の教員が紹介される合同教授会に出席する折、被告井形に呼ばれ、学部長室で「特任を辞退されるのでしょ、そのように伺っていますが。もう一人の渡辺教授は辞退されるので」と特任辞退を促され、その後は、特任教員任用規程（新規程）を偽装した虚偽の規程のもとで特任手続きを不法に進めないという妨害行為が現実になった2012年11月、在籍中に裁判をし、原告に続く定年退職者で特任教員申請資格のある方々への継続雇用の機会を確保し、かつ、原告の地位確認を求めることを目標としたが、代理人弁護士が裁判所に提出されたのが、2月25日の地位保全仮処分命令の申立となり、かつ、裁判官は3月末、訴訟が長くなるので裁判で争うようにと話されたため、退職して被告大学と争うことになった。

その訴訟が別件訴訟1の「地位確認等請求事件」である。

この訴訟過程で裁判することが唯一の解決策ではないと判断し、広く社会に知らせ、常識ある社会人の見識のもとで裁判することが公益性の高い大学でのこのような不法行為を正す有効な手段となり、かつ、自浄能力のない大学には極めて有用であると判断して、ウェブページで公開した。

その結果、被告大学は名誉権を侵害しているなどとして原告を訴える別件訴訟2の「損害賠償等請求事件」が始まることとなった。

さらに、別件訴訟1の大阪高裁で原告が訴訟の証拠としたことにより、草薙副学長・理事が理事会の懲戒等検討委員会で年俸10%カットという懲戒処分を受け、その無効を訴えた別件訴訟3の「懲戒処分無効確認請求事件」が始まった。

この別件訴訟2は、原告の名誉棄損訴訟において、次に示す重要な3つの情報を提供している。

1つは、名誉棄損とは何か、名誉棄損の当事者は誰か、名誉棄損の消滅時効であり、原告はまさに被告大学を訴える有資格者であり、現時点で民事訴訟する有効期間内であるということである。

2つ目は、被告大学が頑なに否定した「執行部による継続的かつ組織的なパワハラは事実」という大阪高裁の判示である。

3つ目は、原告が被告大学を退職後、原告の訴訟に関連して、原告の名誉を貶める行為が経営学部教授会、理事会、大学関係者に広く公示されていたということである。

別件訴訟3は、理事会が原告の名誉を貶める行為をどのように取り扱っていたのかを立証させる重要な証拠であるということである。

それぞれの訴訟について、その概要を簡単に述べておく。

① 別件訴訟1:原告が被告大学に対して特任教授という地位確認を求めた訴訟

原告は平成25年（2013年）2月25日、大阪地裁第5民事部保全1係に地位保全仮処分命令の申立を行ったが、事実確認はされることなく、裁判で問題解決するようと言い渡され、同年6月7日、大阪地裁第5民事部に訴えた（甲1）。

この訴訟は、定年退職者が特任教員申請の要件を充たしておれば、特任教員に任用されるという労使慣行のもとで、特任教員の任用を求めた訴訟で、その概要は以下のとおりである。

原告は被告大学で定年を迎えるにあたり、特任教授を希望していたが、被告井形浩治学部長・理事および被告池島真策副学部長兼カリキュラム委員長、被告北村實総務担当理事（元副学長・理事）らの経営学部執行部および元執行部による組織的なパワハラにより、2012年度特任教員任用を妨害された。

その経緯は、原告が特任教員申請書類を作成して被告井形学部長に提出したものの、「特任教員の申請にはカリキュラム委員会の承認が必要」、「特任教員推薦委員会に推薦するか否かは学部長が決める」などといった、正規の特任教員任用規程（以下、「新規程」という）とは異なる虚偽の新規程を偽装し、これを教授会で説明し（甲3）、被告池島カリキュラム委員長はカリキュラム委員会で「原告の担当科目は全て不要もしくは必要度が低いとして不開講とする。担当科目のない教員の特任教員は認められない」という決定をし（甲4）、被告井形は担当科目がないため、申請書類が整わない「書類の不備」があるとして、原告に特任申請を辞退せよと迫り（甲5）、原告の申請書類を特任教員推薦委員会に提出しない（甲6）という暴挙にて、原告の特任教員任用を妨害したものである。

当該訴訟における大阪高裁判決は既に確定しており、「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」という組織的なパワハラ行為によるとして、原告の精神的苦痛に対する慰謝料80万円を被告大学らに科している（甲2）。

なお、原告の裁判の目的はパワハラによる精神的苦痛に対する賠償請求を求めたのではなく、「特任教員申請資格を有する者が特任教員を申請すれば、「労使慣行」により任用されるという判決を勝ち取るところにあったが、これは却下されている。

この判決において、原告の敗訴部分の内容を精査すると、民事訴訟法第338条第1項の「判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと」、「証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと」、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと」に該当する事由があるため、再審請求の事由を充たすと判断している。

② 別件訴訟2:被告大学が原告を名誉権侵害などで損害賠償等を求めた訴訟

別件訴訟1の過程で、被告大学理事会執行部は原告に協力的とみなせる人物の魔女狩りをしており、その犠牲者が別件訴訟3の草薙副学長・理事であり、山田学長補佐も、その外にも複数名いる。

原告に対しては、佐藤武司理事長、田村正晴理事（同窓会会長）、被告池島真策前経営学部長・理事、被告北村實総務担当理事（元副学長・理事、元経営学部長・理

事)、木村俊郎経営学部長・理事、高原龍二経営学部准教授の6名の陳述書と原告のウェブページをもとに、名誉権侵害、業務遂行権侵害、労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反などの理由で、1500万円の損害賠償および原告のウェブページの削除を求めて大阪地裁に訴状を提出している(大阪地裁判決、甲7)。

この訴訟において、大阪高裁は、原告による無断録音は違法などとして賠償金30万円を支払えとの判決を下しているが、被告大学のその余の損害賠償請求及びウェブページ削除請求はいずれも理由がないとして棄却している(甲9)。

③ 別件訴訟3:草薙元副学長・理事が理事会の懲戒処分撤回を求めた訴訟

別件訴訟1の大阪高裁で、原告が証拠とした無断録音による音声データ(経営学部執行部によるパワハラを当時の草薙副学長・理事(甲9)と山田学長補佐に相談した私的会話)をもとに、被告大学の理事会に設置された懲戒等検討委員会は、草薙氏を減給処分に科し、山田氏には特任教員の申請をしないことを条件に懲戒処分の対象から外している。

このような不条理に直面した草薙氏は被告大学を大阪地裁に訴えている(甲10)。

この「懲戒処分無効確認請求事件」は和解ではあるが、減給という懲戒処分は撤回され、名誉回復手段として懲戒処分の告示と同様の方法で告示され、名誉を回復した草薙氏は、現在、理事の地位にあり、理事会執行部の実力者であった被告北村は理事から外れている(甲11)。

3 被告大学による、原告に対する名誉棄損

原告は、被告大学在職中、2度も被告北村をヘッドとする被告井形、被告池島らのグループ(以下、「被告北村グループ」)の教員(青水教授と副学部長の樋口助教授)より、人権委員会に名誉棄損で訴えられたが、その時は法律の知識も無く、専守防衛であったが、原告が名誉棄損による不法行為で訴える立場にあると気づかせてくれたのは、被告大学が原告を名誉権侵害等で訴えた別件訴訟2のお蔭である。

ここでは、訴訟期間内であることの確認をして、その後、被告らの不法行為には名誉棄損の免責要件を充たさないことをもって、原告の社会的地位を貶める名誉棄損に当たることを述べる。

(1) 名誉毀損の不法行為による損害賠償請求権の時効について

被告大学が原告に名誉棄損しているのではないかという疑いを抱いたのは、被告大学が名誉権侵害、業務遂行権侵害、労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反にあたるなどとして、1500万円の損害賠償および原告のウェブページ削除を求めて大阪地裁に訴えた訴訟において、原告が本人被告訴訟に切り替えた**平成28年7月以降**、「被告準備書面(5)組織的な不正行為、パワハラは事実」を作成中に民法を精読し

た結果、名誉棄損されているのは原告のほうであるとの確信をもつに至った。その根拠は本件訴訟の主要事項であり、後述する。

民法724条の「不法行為による損害賠償の請求権は… 損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」との規定より、3年間の短期消滅時効の期限は、原告が名誉棄損の損害賠償請求権を有すると知った平成28年7月頃よりカウントして平成31年6月頃となり、期限内である。

一方、除斥期間の20年に関しては、経営学部執行部による最初の不法行為を受けた時期は、ヨーテポリ大学 GRI 研究所在籍中の2003年2月頃であり、現時点（2018年10月）は20年未満のため、被告大学在職中に受けた名誉棄損の不法行為も、損害賠償請求の対象となる。

上記を確認のうえ、被告大学による名誉棄損の不法行為を次の2つに区分して、原告の名誉が損なわれたこと、名誉感情を著しく貶められたことを述べる。

- ・原告在職中に受けた名誉棄損
- ・原告退職後の、別件訴訟期間中に受けた名誉棄損

(2) 原告在職中に受けた名誉棄損

最初に、別件訴訟1の大阪高裁の判決には被告大学の被告井形および被告池島による不法行為には、原告の名誉を棄損するといった不法行為は除外されているということを確認しておく。そのように判断する根拠を以下に述べる。

大阪高裁判決文には次のように井形学部長・理事と池島副学部長兼カリキュラム委員長による職位を利用した「権利の濫用」であり、故意による共同不法行為であるとしている（甲2、25頁）。

「控訴人は、被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為によって、控訴人が、被控訴人大学の特任教員への任用申請の手続において、所定の手続に基づいて審査される利益を侵害されたのであるから、控訴人は、これによって精神的苦痛を被ったと認めることができる。… 控訴人の上記精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は80万円と認めるのが相当である」

すなわち、「所定の手続きに基づいて審査される利益の侵害による精神的苦痛を慰謝する慰謝料の額は80万円が相当」とあり、原告の人格権を損ない、かつ、社会的評価を貶める「名誉権侵害による精神的苦痛を慰謝する」とは明示されていない。

次に、原告が被告大学により名誉棄損されているという事実について述べる。

その前に、**原告の外部的名譽を評価するための判断情報**、すなわち、原告の社会的な地位に係わる情報及び教育・研究、学内活動について、以下に列挙する。

- (a)文科省の審査を合格した情報管理論、情報処理論の担当教授であること。
- (b)経営コンサルタントおよびV E (Value Engineering：価値工学) の有資格者 C M C (Certified Management Consultant)、J-MCMC (Japan Master Management Consultant)、C V S (Certified Value Specialist) であること。
- (c)松下電器産業および松下通信工業では、資材、生産管理、原価企画、商品企画、事業計画、全社経営戦略の実務経験を有すること。
- (d)電気通信総合研究所、情報通信総合研究所などでは、情報行動やメディア研究といった基礎研究、ビジュアルテレホンの開発などへの応用研究や電気通信サービスに係わる様々なマーケティングリサーチ経験を有すること。
- (e)日本の優良企業の審査や技術情報誌V E の編集委員長を歴任していること。
- (f)**原告の被告大学での行動指針は「学生へのサービス向上」、「公明正大」であったこと。**

このようなキャリアを教育者として、**「学生へのサービス向上」**に反映させる努力を行ってきた。例えば、

- (g)情報基礎実習と経営情報実習の内容を整合し、マーケティングリサーチへと進むコース、経営分析や経営戦略へと進むコースの2コースを提案、前者の教材を作り、担当教員の参考に供したこと。
- (h)自ら問題解決する能力を身につけさせるために情報バリューエンジニアリングという科目を設け、一般学生に講義する一方、ゼミ生にはV E L (V E リーダー) の資格取得にむけた指導をしてきたこと。
- (i)経営戦略や商品企画、原価企画などの実務経験を学生にフィードバックするために、バリューマネジメント論を設け、新製品開発へのV E の適用などを講義したこと。
- (j)原告が担当する経営情報論、情報ネットワーク論の位置づけは自然環境、社会環境などとの調和にあるという考えに至り、環境経営の著書出版後、執行部の要望で環境経営論を講義したこと。

その一方、**「公明正大」**では、自らを律する行動規範として、また、帰属組織には「かくあるべき」という観点で求める傾向にあった。例えば、

- (k)経営学部執行部の不適切な行為に直面して、教授会での公正な議論を求めて録音して記録に残すことを提案したこと。
- (l)経営学部教授会執行部の体質改善を求めて理事会、評議会に訴えたこと。
- (m)学長および理事長に面会を求め、執行部の問題点を指摘、改善を求めたこと。

このように、最高学府としての品格を求める行動をとってきたのは事実である。

前述したキャリアおよび行動規範を有する原告が、被告大学ではどのような名誉棄損行為を受けてきたかについて、次に示すア～エで事例を挙げて述べる。

ア 教授会での名誉棄損行為

教授会という45名前後の教員で構成された経営学部の意思決定機関において、原告の社会的評価を低下せしめる不法行為が被告北村グループによって行われたという事例として、次の事例を挙げる。なお、この事例は、被告大学で原告が最初にパワハラを経験した事例であり、かつ、第3者評価として有用な別件訴訟2の大阪高裁による判示がある。なお、この1審被告とは原告のことである。

(n)平成15年2月頃、留学中の1審被告と当時のカリキュラム委員会委員長樋口及び経営学部長北村との間で、同年4月からの1審被告の担当科目についてメールでやりとりがなされた結果、1審被告の担当科目が不開講となり、非常勤講師へ担当者の差し替えが行われたというものであり(事実①)(甲8、9頁)

別件訴訟2、大阪高裁は、「当時の経営学部長ないしカリキュラム委員会委員長という本件大学経営学部の執行部を構成する人物であり、執行部による継続的かつ組織的なパワハラという意見の前提となる事実の重要な部分は真実であり、したがって、前提となる事実の重要部分が真実ではない蓋然性が高いとは認められない。また、1審原告(被告大学を指す)による組織的なパワハラとする意見部分も、これが不当なものといえない」と判示している(同、10～11頁)。

原告の名誉を棄損していると判断する事由は、文科省の第3者評価のもとで教員となった原告が、その担当科目を正当な理由もなく強制的に非常勤講師に差し替えられ、その当事者の選定にも関与させないという扱いを受けたことは教授会における原告の社会的評価を著しく貶めたということであり、そして、一方的に担当科目を不開講にされたことは、担当科目をとおして学生の知的創造に寄与しようとする原告の教育者としての熱意を阻害し、不開講の理由を知ることのない学生からは、「何故、不開講」という学生と教授という目に見えない糸でリンクしている信頼の財を喪失させるという不名誉な境遇においた、という事由である。

イ 教授会および人権委員会での名誉棄損行為

教授会と人権委員会で原告の社会的評価を低下せしめる不法行為が被告北村グループによって行われたという事例として、次の事例を挙げる。

(o)2004年6月24日、青水司教授、下記内容で原告を名誉棄損で訴える。

「去る2004年2月23日、吉井康雄氏から経営学部教授会メンバーのメールボックスに別紙の文書が配布されました。本文書の2ページ3行目から12行目は、私について言及されていますが、事実と著しく相違し私の名誉

を傷つける内容です。したがって、私の名誉を回復していただきたく訴えるものです。以上」(甲14、3～5頁)

(p)2005年6月21日、樋口克次副学部長、下記内容で原告を名誉棄損で訴える。
「2004年9月6日に開催された全学教職員集会の席上で吉井先生が「樋口先生からアカハラを受けている」という発言をされ、名誉をはなはだしく傷つけられた」(甲14、4、21～24頁)

(o)は、経営学部教授会運営の健全化のために議事録を音声で残す提案をした際に、その必要性を訴えた青水教授のケース、留学制度の適正な運用上、健康上の問題をかかえている方の選出は避けるべきという事例をもって名誉棄損と訴えられたものである。

(p)は、全学教職員集会の席上で、前述の(n)は問題ある行為と原告が指摘したことをもって、樋口の名誉を棄損していると訴えたものである。なお、別件訴訟2において、大阪高裁は(n)はパワハラ行為と判示した内容である(甲8、9～11頁)。

(o)、(p)の様子を知り得る、原告が弁護士の協力のもとで人権委員会に提出した資料2つの証拠(「2004年9月28日文書」(甲12)、「2005年7月8日文書」(甲13))と、原告が理事会等に経営学部の改善を求めた文書「「教員活動評価に関する規程」と「パワハラ」に関する資料」(甲14)を証拠として提示しておく。

原告の名誉が棄損されていると訴えるところは、下記発言にあるように、原告を犯罪者のように扱って処罰する、あるいは言論を封じようとする行為、教授として相応しくない人物とみなす発言や、学内での風評づくりにある。

- ・2004年7月23日、人権委員会発言「必要があれば配置転換も考えている」。
- ・同年11月6日、「青水氏への謝罪要求と謝罪文を教授会メンバーに配布せよ」。
- ・2005年3月9日教授会での青水発言「こういうことを言われるならこの大学から出ていかれたらどうか」。

なお、(o)について、追記すべきことがある。原告の行為は名誉棄損に当たらないとした人権委員会委員長(経営学部助教授)は北村グループにより担当科目に圧力をかけられ、**委員長と行動を共にしたOH事務職員は退職に追い込まれた。**

原告の行為が、一人の事務職員の生活基盤を崩壊させてしまったという罪悪感は、教授会という組織で護られない事務職員とは距離をおき、原告が原因で北村グループによる不当な被害に晒されないようにすべきと、退職するまで慎重な行動をとるようになった。

これは、原告の教育・研究者としての行動を抑止し、精神的なプレッシャーを与える名誉棄損・名誉感情を損なった事象ではないかと、強く主張したい。

ウ 教授会および理事会での名誉棄損行為

教授会の執行責任者である学部長は理事として理事会の諸活動とリンクしている。

原告は **2005年9月24日**、**理事会に経営学部執行部の改善を求めて「“教員活動評価に関する規程”と“パワハラ”に関する資料」(甲14)**を配布したが、その行為をもって、逆に、理事会および執行部の名誉を棄損する人物として処遇されている。

この文書(甲14)を再読して感じることは、原告は正常な精神構造を維持するのが困難なほどの窮地に追い込まれていたのではないかと推認されることで、その理由は、この文書を第3者が読んでも原告が何を問題とし、何を主張したいのかがわからないという稚拙さと不明瞭さ、混乱が見られるためである。

その原因を探るために、原告に対するパワハラを時系列にみると、この2～3年にかけて集中しており、かなり精神的に追い込まれていたと推察されることで、そのようにみるケースを以下に示す。

2004年6月24日～2005年4月8日頃:

(o)に記載の、北村グループの青水教授が名誉棄損で人権委員会に訴えたケースで、これは、2005年2月10日から4月8日の長期間学内掲示板に公示された「吉井康雄さんに対する人権委員会見解」文書で人権委員会としては終了したということ、次の樋口副学部長の名誉棄損の訴えで、人権委員長のメールで知ることになった。

2005年4～5月頃:

北村グループの二宮学部長が調査会社の吉井宛文書を無断開封し、原告の調査費不正使用を調べたケースである。

これに関しては、別件訴訟2の大阪高裁判決より、双方の主張にはそれぞれ論理性があると判示されている(甲8、7～8頁)。

右に示す証拠を提示したが、原告の証拠の信頼性が判決には寄与しなかったようである。

Re: 【御見積】スウェーデン 調査 2005/05/09 12:44:54 東京 (標準時) 。

大阪経済大学 。

吉井様 。

平素よりお世話になっております。サイバーブレインズの唐木田と申します。 。

ご請求書の件ですが、下記のあて先に送付しておりました。 。

〒533-8533 。

大阪市東淀川区大隅 2-2-8 大阪経済大学 経営学部 吉井様 。

その後、経営学部学部長様(学科長様?)からお電話があり、請求書に覚えが旨を仰られたので、内容をお伝えしました。納品日については、3月に実査を行ったが、色々なやりとりがあり、納品が4月になってしまった、という形でお伝えし、ご納得頂いたのですが、問題ございませんでしょうか。 。

請求書自体は吉井様に確認の上、再送する旨お伝えしておきました。 。

ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。 。

何卒宜しくお願い申し上げます。 。

唐木田 夏希 (からきだ なつき) 。

Re: 【御見積】スウェーデン 調査 2005/05/10 11:14:11 東京 (標準時) 。

吉井様 。

弊社の不手際により多大なご迷惑をおかけし、本当に申し訳ありません。 。

二宮様からお電話を頂き、吉井様のご予算の処理方法を考慮されているとのことだったので、内容を濁そうとしました。 。

けれど、**内容は何かを何度か聞かれ、実査がいつ行われたかも質問されました。** 。

「吉井様にご依頼頂いた市場調査であること」と「実査は3月だったが、納品は4月になっているかもしれないが詳しい点は私は不明」(3月に実査を行ったと申し上げた際、「4月付けの請求書だけ?」と仰られた為)上記2点をお伝えした形となります。 。

弊社の不手際を重ねてお詫び申し上げます。 。

弊社で何かご用意できる証明資料などがございましたら、作成いたしますので、仰ってくださいませ。 。

何卒宜しくお願い申し上げます。 。

唐木田 夏希 (からきだ なつき) 。

2005年6月20日～9月22日:

(p)で記載した、**北村グループの樋口副学部長(助教授)が名誉毀損で人権委員会に原告を訴えたケース**である。人権委員長が OH 氏と 2 人で調査委員会を立ち上げ、北村グループの意向に従わずに名誉棄損に当たらないとしたため、樋口は訴えを取り下げ、その後、被告北村理事と高橋理事は OH 氏に明日から出社してはいけない、誰にも相談するななどと言い渡し、退職に追い込んでいる。その彼に電話した日が、転居当日で、原因は「原告の行為は樋口の名誉を棄損していない」という調査報告にあると思っているということと、教職員組合が裁判の支援をしてくれるとあってくれるが、裁判する余裕はなく、家族を養うために働かなくてはならないという返事であった。真実は何処にあるかは原告にはわからないが、北村グループの利害のために人を苦しめる行為は絶対に許すべきではないと今も思っている。

前述したケースなどに、毎月少なくとも数回は対応を迫られる状況下であり、原告の相談相手である弁護士からは、彼らを相手にせず、教育・研究に専念せよとアドバイスされていたが、**里上教授の問題では元最高裁判事の意見が尊重されたということ**を思い出し、**学外理事および他学部、学内の全体を見渡せる方々に知らせることが改善に寄与するのではと判断して甲14を配布した。**

その配布先の事実データの一部を下記に示す。このリストにあるように、メディア関係では日本経済新聞社、司法に係わる方々では最高裁判所や法律事務所、その他、民間企業の方々など、それぞれの分野で社会に大きく貢献されてきた方々が外部理事として参画されており、被告大学内の力関係に影響されず、客観的に被告大学の公共性と公益性を担保する責務のもと、善処されることを期待したのである。

10月19日つけ波根事務局長名での通告文書に関する回答(第1回目)		吉井康雄	
通告 I. に関する報告			
配布先と配布方法			
(1) 理事および評議員の方々:			
9月24日、夜、学内でコピーし、マル秘文書のため、大学の封筒を利用してメールボックスに投函		10月13日、夕方、大学の封筒を利用してメールボックスに投函	
1 重森 暁	学長	25 北村 實	副学長
2 梅原 英治	経済学部教授	26 二宮 正司	経営学部長
3 太田 幸一	経営情報学部長	27 樋口 克次	経営学部助教授
4 齊藤 栄司	経済学部長	10月19日、大学の封筒を利用して福原郵便局から発送する	
5 八木田 恭輔	人間科学部教授	28 松谷 嘉隆	元国際証券取締役社長・会長
6 山田 裕康	人間科学部長	29 井阪 健一	平和不動産取締役社長
7 大橋 範雄	経済学部教授	30 尾崎 行信	元最高裁判所判事
8 小谷 融	経営情報学部教授	31 菅井 基裕	元阪急電鉄取締役副会長
9 近藤 秀磨	本学名誉教授	32 鶴田 卓彦	元日本経済新聞社相談役
10 櫻井 幸男	経済学部教授	33 夏住 要一郎	色川法律事務所
11 瀧内 大三	人間科学部教授	34 滝 重一	大阪日産自動車顧問
12 土井 乙平	経済学研究科長・経済学部教授	35 望月 清	元メルシー山菱副会長
13 中尾 美喜夫	人間科学部教授	36 植村 祐三	植村会計事務所
14 門田 俊夫	人間科学部教授	37 梶村 貞男	池銀リース営業統括部長
15 高橋 努	北浜キャンパス事務室参与	38 上島 武	元本学学長・本学名誉教授
16 波根 伸俊	事務局長		

なお、理事会以外の方々には実状を知らせ、関心を喚起することが狙いのため、原告の主張と、そこでは何が起きているのかという要旨をまとめ、送付している。

この結果、理事会からは「貴殿が配布された「教員活動評価に関する規程と“パワハラ”に関する資料」（以下「吉井配布文書」という）に係る通告」（甲15）が原告に送付されてきた。

その文書に記載されている「特定の個人を誹謗中傷するだけでなく、大学運営のあり方についての根拠のない誹謗を加え、もって大学の信用を失墜させようとするものであり、理事会に対する甚だしい業務妨害行為と言わざるをえない」という通告理由と「吉井配布文書」の全ての配布先と配布方法を明らかにし、… 全て回収し、回収結果を理事会に本通告文書到達日から2週間以内に報告すること」との通告から、応じなければ懲戒処分されるというリスクを感じ、大学祭の期間、必死に対応したことを思い出す。

この後、理事会に原告を取り調べる調査委員会が設置され、質問書が原告に送付される（甲16）。なお、この委員会は2012年まで存在していたとのことである。

被告らのこのような行為は不当であることは次の2点により立証される。

(q)別件訴訟2の、原告が被告大学の名誉権侵害、業務遂行権侵害、人格権侵害などで訴えた大阪高裁判決により否定されること（甲8）。

(r)北村理事および二宮学部長・理事による理事会の不法行為は、別件訴訟3では、北村総務担当理事と経営学部の学部長・理事（井形、池島、木村のいずれかが該当する）による理事会の不法行為が引き起こした草薙裁判での草薙氏の陳述書（甲17）、北村實に対する尋問調書（甲18）、和解（甲11）の情報より、理事会の歪なリーダーシップの結果と判断されること。

この経緯で理解されるように、学内では、理事会も原告に関与して、原告の学内での社会的評価を貶め、適切な対応を怠ることにより、原告は相当、精神的に追い詰められていたということである。

エ 経営学部の現執行部および元執行部による原告の特任人事妨害

北村グループの被告井形、被告池島の故意による共同不法行為、その陰のリーダーである被告北村による、極めて悪質な名誉棄損行為、すなわち、原告の教育・研究活動や業績などを貶して、原告の評判や信用を下げ、かつ、原告の価値観や自尊心を損なう名誉感情に触れる行為として、原告の特任人事妨害を取り上げる。

別件訴訟2の平成29年6月13日の大阪地裁の判示(甲7、25～31頁)が、原告を名誉棄損している第3者評価となる。

そのため、その判示部分を述べる前に、別件訴訟1の**平成26年9月30日の大阪地裁判決では、原告の特任人事はどのように認識されたのかを述べる**(甲1、20～21頁)。なお、この認識は被告大学の主張にそったものであり、判決も同様に被告大学の主張にそった形で帰結している。

別件訴訟1の大阪地裁の判断：原告の特任教員への任用申請に関する経緯

- ① 平成24年9月28日、被告大学経営学部教授会が開催され、被告井形は、学部長が作成すべき授業計画についてカリキュラム検討委員会の意見を聴いて行うことを含め、特任教員の任用手続について説明した。
- ② 被告井形は、被告池島に対し、次回のカリキュラム検討委員会において、原告の授業担当計画について検討するよう指示した。
- ③ 被告池島は、平成24年10月12日開催のカリキュラム検討委員会において、原告が被告井形に提出した授業担当計画について検討した。同検討委員会においては、構成員8名全員一致の意見で、原告が提出した授業担当計画の内容は、不要若しくは必要度が低いとの結論となったため、被告池島は、そのことを被告井形に報告した。
- ④ 被告井形は、平成24年10月15日、原告の研究室を訪れ、前記ウのカリキュラム検討委員会の見解を伝え、現状では原告が提出した授業担当計画を推薦委員会に提出することができない、投票で否決されるような事態を避けたいとして、原告に対し、特任教員Aの任用申請を辞退するよう求めた。これに対し、原告は、特任教員Aの任用申請を辞退する意向はなく、投票で否決されることになってもかまわないので手続を進めてほしいとの意向を示した。
- ⑤ 被告井形は、平成24年10月16日、徳永学長と協議し、同日、その内容等を記載したメールを、原告に送信した。同メールには、概要以下の記載がある。徳永学長に対し、原告の授業計画書に「不備」(カリキュラム検討委員会による否認の意味)があるものの推薦委員会への提案は可能か尋ねたが、過去の事例においても、書類上の「不備」がある候補者の受理はしておらず、推薦委員会の開催も不可能であるとの回答であり、今後、手続を進めていくことは事実上不可能となった、経営学部においては、教員の講義担当はカリキュラム検討委員会の審議を経て教授会で承認されているから、今回についてのみ、カリキュラム検討委員会の審議結果を無視して特任教員の任用手続を進めることは不可能と考えられる。
- ⑥ 平成24年11月16日、被告大学経営学部の教授会が開催され、原告の特任教員Aの任用申請が不受理となったことなどが協議された。

被告大学が原告を名誉棄損しているという第3者評価となる、別件訴訟2の平成29年6月13日の大阪地裁の判示(甲7)を以下に示す。なお、この判示は別件訴訟1の判示(甲1)を悉く否定する内容になっている。

⑦ 被告池島カリキュラム委員長の説明に関して

⑦-1 原告の担当科目の検討は、わずか1回の審議が行われたのみで、カリキュラム委員会の総意であるとして、原告の担当する講義を不要とする結論が出されたもので、**カリキュラム委員会の決定に至る経緯は不自然な感を拭えない**(同、26頁)。

⑦-2 本件教授会の諮問機関であるカリキュラム委員会において原告のカリキュラムの廃止等が十分に審議されたとすれば、本件教授会においても、**重点を置いて積極的に説明されるべき事項であるにもかかわらず**、池野が被告池島に説明を求めても「特任問題は後でやっていただいて」のような対応に終始したことも、**不自然というべきである**(同、26～27頁)。

⑦-3 被告池島は、別件訴訟1の本人尋問において、カリキュラム委員会において十分な審議がなされ、審議の結果、メンバーの総意として、原告の授業担当計画のほとんどが不要もしくは必要度が低いという結論に一致したと供述するが、⑦-1、⑦-2の事実に加え、原告の講義内容を理解していたわけではなかったと供述していることから、**それは不自然である**(同、27頁)。

⑦-4 上記より、**被告池島の供述内容は、採用することができない(同、28頁)**。

⑧ 被告井形学部長の特任申請手続きに関して

⑧-1 **原告が特任申請に提出した「特任教員任用資料」の記載内容について、新規規程上、問題があったというような事情は窺われない(同、28頁)**。

(注) これは、原告の申請書類には「書類上の不備」がないという判示である。

⑧-2 被告井形は原告の授業担当計画を推薦委員会に提出する申請手続を進めなかったことについて、別件訴訟1の尋問で、原告が憤っていて取り付く島がなかったためと供述するが、それを裏付ける証拠はなく、むしろ、原告は平成24年10月19日、11月16日の本件教授会で、原告の担当科目廃止の是非を議論してほしい旨意見を述べるなど、話し合いを求めていたと認められることからすれば、**被告井形の上記供述は、採用できない(同、28頁)**。

⑧-3 同年11月16日の教授会で、「不受理」と報告し、山田らの質問にも、被告井形は、「…特任にもしなられて持たれる科目が不都合だと私が判断した」などと抽象的な回答を述べるにとどまっている。特任教員任用申請は人事上重要な事項であるから、詳細な説明を行わず、抽象的な説明に終始したことからすると、**原告の特任教員任用申請が不受理になったことについて、合理的な理由は存在しなかったものと推認される(同、28～29頁)**。

- ⑧-4 **被告井形は、何ら合理的な理由がなかったにもかかわらず、原告の授業担当計画に「不備」ありとして、特任教員任用申請手続を進めなかったと認められる。**
- ⑨ 被告井形と被告池島が相互に意思を通じ、意図的に特任申請を妨害したことについて
- ⑨-1 被告井形と被告池島は、相互に意思を通じたうえで、カリキュラム委員会の決定を口実としている。**意図的に原告の特任教員任用申請を妨害したものと認めるのが相当である**（同、29～30頁）。
- ⑨-2 被告井形と被告池島が原告の特任申請を故意に妨げた事実はないと主張するが、原告の特任申請を不受理とする過程及び説明の際に合理性のある根拠が示されたとは認め難いから、**被告大学の主張は採用できない**。
- ⑨-3 被告大学は、カリキュラム委員会及び数十名で構成される本件教授会においてカリキュラムが承認されており、原告の特任申請を故意に妨害することは不可能と主張する。しかし、**被告池島と被告井形が意を通じれば、原告の特任申請を故意に妨害することは十分可能であったと考えられる**し、実際にも、⑦、⑧などから、被告池島及び被告井形がその主導により原告の特任申請を故意に妨害したものと認められるから、**被告大学の上記主張は採用できない**（同、30～31頁）。

これらを総合評価すると、被告大学の経営学部執行部らによる原告の特任人事の妨害は組織的なパワハラであると判示されており、偽装した新規程の運用にあたって、正規の新規程の運用の解釈と別件訴訟1の大阪地裁および大阪高裁に思い込ませた次の事由は、被告大学内および裁判所に誤認識させるための虚偽表現、虚偽事実の捏造の類であったと推認される。

- ⑩ 特任人事は再雇用であって、必ずしも再雇用される保証がないこと。
- ⑪ 特任人事の再雇用の手続きは新規採用と同じであると思込ませたこと。
- ⑫ 特任教員の任用の可否は投票の可否で決まると思込ませたこと。
- ⑬ 経済学部の瀬岡教授の特任人事では、推薦委員会では過半数の可を獲得できなかったために推薦が却下されたという事実があること。
- ⑭ 教授会では、新規採用と同じ手続きで、出席教員の3分の2以上の賛成が得られなければ、推薦も採用も否決されると思込ませたこと。

被告大学の原告に対する**特任人事妨害は極めて悪質であった**という事実を示す鳥観図を次に示す。この妨害の実態は、別件訴訟の被告準備書面（6）～特任教員任用におけるパワハラは計画的に仕組まれたもの～に記載している（甲19）。

この鳥観図は、新規程を作ったという被告北村と経営学部執行部が原告の特任人事妨害のために、少なくとも2年以上かけて練り上げた次の3つの作戦の全体像である。

作戦1「自主的に申請を辞退させる」

原告に自主的に申請辞退させる作戦とは、新規程の申請要件を欠くという作戦で、その実例を1つ示す。新規程の（任用基準）第4条「④ 本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること」に抵触するとして、2012年10月15日、被告井形が原告に申請辞退を迫った「原告が教学ルールを無視し、勝手に1部科目を2部の時間帯に重複開講している」という事例である。

これは、被告井形が自ら仕掛けた不法行為で、2010年8月6日のカリキュラム委員会で被告井形が1部科目の2部開講を認め、2010年末、被告井形・被告池島執行部が発足すると、被告井形自ら教務課で「1部科目の2部重複開講」を直接指示し、カリキュラム規程に反するとの教務課員に「それで行け」と指示している（甲20）。これより、被告井形・被告池島執行部が教学システムのルール違反をし、文科省の手続きも無視し（甲21）、原告の名誉を棄損している。

作戦2「申請書類を推薦委員会に提出しない」

この作戦は、新規程を偽装した規程をつくり、正規の新規程の申請要件を欠く状況をつくり、絶対に原告の申請書類を推薦委員会に提出しないという作戦である。

その理由は、新規程を作ったという被告北村が、原告の特任申請を阻止する唯一の手段は申請書類を推薦委員会に提出しないことしかなく、その口実を作るという作戦である。

そのために、偽装した規程に「原告の3か年授業担当計画はカリキュラム委員会の承認が必要」、「その計画は学部長がつくる」、「学部長が特任人事を決める」などを織り込んで、2012年9月28日の教授会で、偽装した新規程をあたかも正規の新規程であるかのように説明している（甲3）。

この作戦は、経済学部教授会および推薦委員会が、学長選挙との係わりで森田教授の特任申請を却下した時の名目上の理由「書類の不備」をヒントにしたものと思われる。その内容は、被告池島のもとで、カリキュラム委員会の総意として、原告の担当科目は不要若しくは必要度が低いため、不開講とする。担当科目のない特任教授は認められない、という原告の3か年授業担当計画を作れないようにし、「書類の不備」を捏造し、「書類の不備」があるから被告井形は推薦委員会に提出できないという偽装した新規程の「学部長が特任人事を決める」を適用したものである。

この作戦は、作戦1が失敗した翌16日、被告井形は徳永推薦委員長（草薙副学長

が同席)に面会を求め、徳永委員長の「書類の不備あるものは受理したことがない」という言葉を悪用して、「書類の不備ある場合は推薦委員会に書類を提出しない」という被告井形自身の行為を正当化して、特任任用を妨害する不法行為を遂行している。この不法行為が事実であるという証拠は繰り返し述べているので割愛する。

作戦3「情報操作をする」

この作戦は心理作戦で、教授会の自治を悪用した、教授会の専決事項、教授会決議の不可侵性を繰り返し教授会で発言し、教授会メンバーを洗脳するなど、多くの作戦を遂行している。

ここでは、被告井形らは、教授会メンバーに特任人事は新規採用と同じ3分の2以上の可が必要で、推薦委員会の推薦は教授会で否定すれば不採用となるという情報操作を行ったケースについて述べる。これは、新規程のグレーゾーンを巧みに悪用し、かつ、特任人事は再雇用ではあるが、新規採用と同じ手続きであると繰り返し発言し、周囲にその手続きが正しいと思込ませた、巧みな心理的操作である。

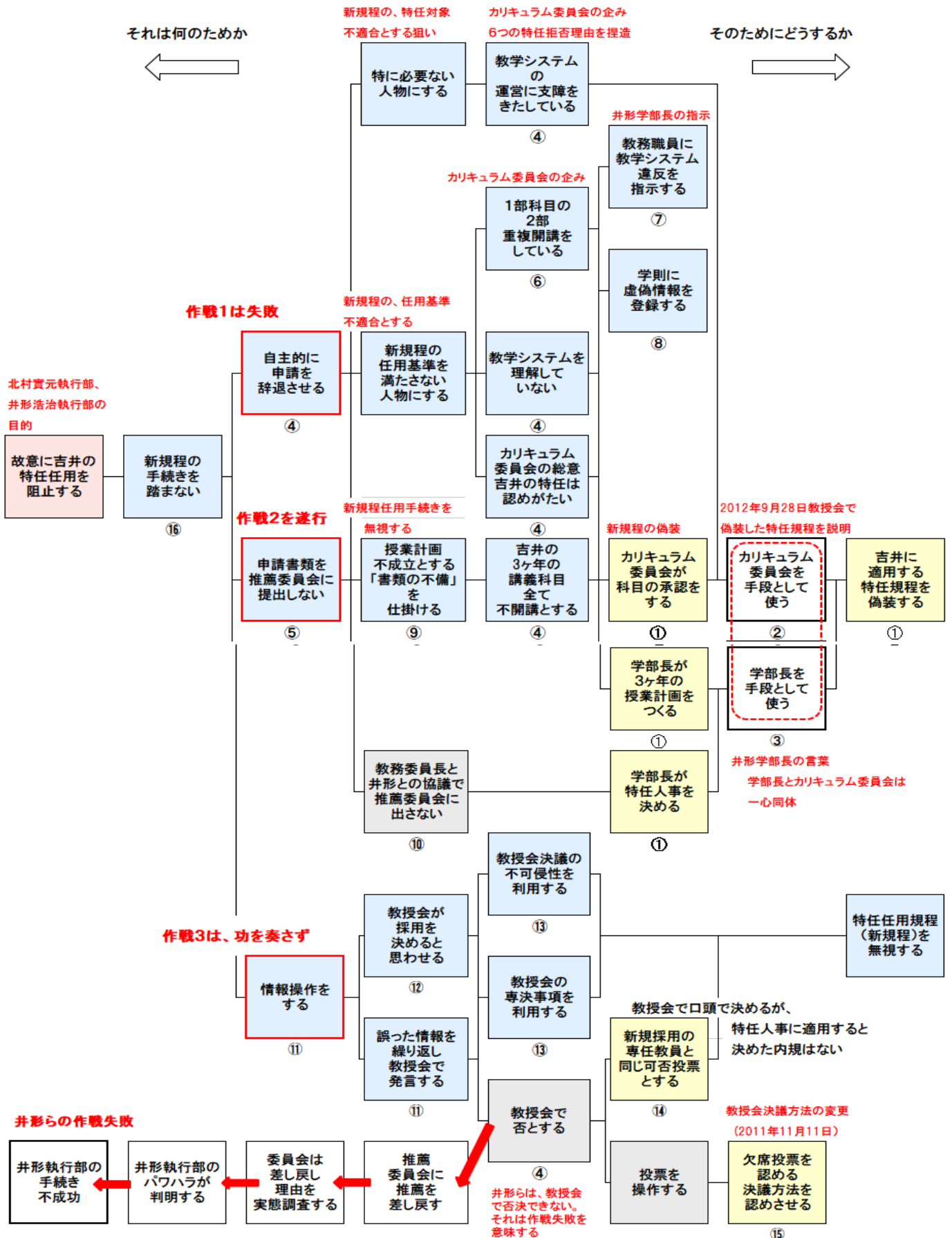
新規程のグレーゾーンについては、第9条の「⑤ 推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する」と「⑥ 当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する」より、教授会が否定すると、推薦委員会に戻されるのか、不採用が確定するのかが曖昧になっているが、森田教授の特任人事でその手続きは確認されており、教授会が否定しても推薦委員会に戻されるのみである。

これに加えて、第9条の「⑧ 教授会で決定された候補者について理事会の承認が得られない場合は、推薦委員会において再度審査する」より、理事会が承認できない場合は推薦委員会に戻されることから、教授会が推薦を否定しても推薦委員会に戻され、森田教授のケースのように実態調査をして、そのうえで再審査されるのである。

なお、特任人事は専任教員の新規採用と同じ3分の2以上の可が必要という手続きに関しては、教授会規程よりも新規程が優先規程であることから、前述の第9条⑥より、虚偽となる。

このように、原告の特任人事妨害は、組織的な総力戦による不法行為であったことが理解され、原告の在職期間中の教育・研究活動や公益社団法人日本VE協会をとおしての社会貢献活動など、全ての貢献を全面否定するという名誉棄損行為を行っている。

原告の特任人事を阻止するための、北村グループによる組織的な不法行為



(3) 原告退職後の、別件訴訟期間中に受けた名誉棄損

被告大学との訴訟過程で新たに原告が名誉棄損されているとみなすべき事実があり、これについて述べる。

ア 被告大学が、学内外関係者に公示した文書は原告の名誉を棄損している

被告大学が「本学元教員による名誉棄損、業務妨害行為について」と題する下記文書を学内外に公表したその行為および虚偽に充ちた公示内容は、原告の名誉を著しく貶める行為である（甲22、13頁）。

この被告大学による名誉棄損行為は、原告退職後の、原告の地位確認訴訟およびその情報のウェブページ公開に対応した被告大学の意思表示の一環であり、平成29年7月3日に山田氏より知らされた新たな事実である。

この公示文書では、別件訴訟1の大阪高裁判決「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定しているにもかかわらず、原告の不法行為が「本学、本学経営学部、関係諸個人の名誉を著しく棄損し」ていると虚偽事実を述べ、原告に対しては、「名誉棄損、業務妨害行為に対し、厳正に対処する所存」などと述べ、被告大学には不法行為は一切なかったと強調して、ウェブページ閲覧者をはじめ、被告大学関係者各位に原告の名誉を貶める事実を広く知らしめている。

被告大学理事会をはじめ、故意による共同不法行為者の2名も全く反省することなく、原告に対するハラスメント行為は一切ないと虚偽表明していることは、最高学府においては、許されることのない、原告への名誉棄損行為である。

「関係各位

平成27年2月24日
学校法人大阪経済大学

本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について

本学を平成25年3月に定年退職した元教員が、インターネット上のサイトにおいて、訴訟記録他多数の情報を掲載し、本学、本学経営学部および関係諸個人の名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。また、本学は、適正、妥当な判断と手続きにより関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。

上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害行為に対し、厳正に対処する所存であります。

以上、サイトをご覧になりご心配いただいている本学関係者各位にご報告申し上げます。」

イ 故意による共同不法行為者、被告井形および被告池島による新たな名誉棄損行為

被告井形および被告池島連名の平成28年1月15日付け文書「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」（甲23）は、平成27年4月23日の大阪高裁

判決後、学内外からよせられる被告井形や被告池島の行為を含めた経営学部の一連の行為が正当ではなかったのではないかという意見に対して、学校法人として被告井形および被告池島の行為は「役職上の正当な行為」として結論づけられたものと弁解している。

しかし、その弁解内容を記載した「Ⅰ 特任教員制度」、「Ⅱ 経営学部カリキュラム検討委員会について」、「Ⅲ 吉井氏提案の授業担当計画の取扱いについて」では原告の証拠および裁判所の判断を無視した虚偽事実を述べ、「Ⅳ さらなる事項」では学長執行部や理事会などに責任転嫁するなど、教育者としての倫理観の欠如を知らしめる情報が記載されており、原告の名誉を著しく損なっている。

ここでは「Ⅲ 吉井氏提案の授業担当計画の取扱いについて」に記載の虚偽に関し、次の部分を抜粋して立証する。

- ① 吉井氏の「そのまま提出するように」という強い要請があったからこそ被告井形は、本人自身が作成した授業担当計画をそのまま提出しようと思ひ、推薦委員会の委員長である徳永学長のところに行ったのです。
- ② その際、徳永学長は、「カリキュラム検討委員会が不要若しくは必要度が低いと判断した授業担当計画を提出されたとしても、受け付けられない(不受理)」としたのであります。
- ③ 被告井形は、「任用申請の手続をあえて進めなかった」わけではなく、学部長として正当な業務として一連の手続を行っただけであり、むしろ本人の意向を尊重して、吉井氏の作成した授業担当計画を提出しようとしていたのです。
- ④ つまり、推薦委員会の委員長であった徳永学長が不受理と判断したのです。

この部分の虚偽は表面上、大阪高裁の判決「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定しているが、その裏には悪意があるため、下記、⑤と⑥でその悪意を立証する。

⑤ ①の部分の虚偽

被告井形の「そのまま提出しようと思ひ」は表向きの理由であって、推薦委員会に提出しないための口実づくりのために学長（特任推薦委員会委員長を兼ねる）に面会を求めたのである。その根拠は、新規程の任用手続き第9条③学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出するとあり、徳永推薦委員会委員長に相談する必要性は皆無である。しかも、この面談で学長執行部は被告井形に「手続きを踏む」ようにアドバイスをしているのである（草薙裁判での草薙氏の陳述書、甲17、3～4頁）。

⑥ ②、③、④の部分の虚偽

特任推薦委員会委員長が「不受理」としたと述べている部分は明白な虚偽である。被告井形は原告の授業計画を見せず、一般的な意見としての「授業計画

が整わないという書類の不備がある場合は、推薦委員会は受理していない」という学長の説明を都合のよいように読み替え、「被告池島カリキュラム委員長のカリキュラム委員会が不要若しくは必要度が低いと判断した原告の授業担当計画」と結び付けて、推薦委員会が原告の申請書類を受理しないのは授業計画が整わないという「書類の不備」が不受理の理由であり、そう判断したのは学長であるという口実をつくり、学長への責任転嫁を捏造している（甲23、3頁、草薙裁判での被告北村尋問調書、甲18、30頁）。

事実は、被告池島らのカリキュラム委員会が原告の授業担当計画の承認をする、原告を推薦委員会に推薦するかどうかは学部長が決めるといった、原告に適用する虚偽の新規程を偽装して、それにしたがって、原告の申請書類を推薦委員会に提出しなかったのである（甲3）。

このことは、城推薦委員のメール「カリキュラム委員会の承認が必要とは新規程に明記されていない」（甲24）、原告が草薙副学長・理事に相談した際の草薙氏の次の発言からも虚偽であることがわかる（甲9、4～5頁）。

- ・カリキュラム、うば、奪うという、まー、裏技やわな
- ・パワハラで訴えるか、間違いなくパワ、パワハラでしょう
- ・学長と一緒に言うてんのはね、受け取んのが、先やでと。当たり前やんかと。本人の希望があって、要件さえ満たしてりゃ受けとってな、審査委員会にかけんね、<略> 3回も関所あんねんで、と。入り口で止めんのはいかんやろう、手続きは大事やからな

被告井形は①で「吉井本人自身が作成した授業担当計画をそのまま提出しようと思」と述べる一方で、②、③、④では原告の授業担当計画を「徳永学長が不受理とした」と述べ、被告井形はあくまで推薦委員会に提出するつもりであったが、推薦委員長の学長が不受理という判断をしたのであって被告井形ではないという詭弁を弄している。この被告井形の詭弁は、カリキュラム検討委員会が承認しなかったから授業担当計画が整わないため、提出しても推薦委員会は受け取らないと学長が言っているから提出しなかったという詭弁である。

これは前述の草薙発言「受け取んのが先やで」より否定され、「徳永学長が不受理とした」の虚偽は立証され、結果として、原告の名誉を棄損している。

ウ 被告大学の木村学部長・理事による、原告の名誉を損なう行為

木村の「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」文書（甲25）は別件訴訟1の平成27年4月23日の大阪高裁判決（甲2）および別件訴訟2の平成29年6月13日の大阪地裁判決（甲7）を否定しており、原告の名誉を著しく貶めている。

この文書は山田氏の「経営学部教授会で配布された2文書への批判」（以下、「2文書への批判文書」と表記する。甲22）によれば、平成27年12月15日の理

事会および平成28年1月15日に経営学部教授会で配布された文書である。

木村は被告池島や被告北村と同様に民法の教授であったと記憶していること、原告が地位確認を求めた別件訴訟1、被告大学が名誉棄損などで原告を訴えた別件訴訟2、草薙氏が被告大学を訴えた別件訴訟3の資料を閲覧できる立場にあると判断されることから、偏りのない評価を期待するところ、木村は事実を精査・検証せずに、大阪高裁によって否定された被告大学の主張、虚偽事実を繰り返し述べ、被告井形および被告池島の行為の正当性を強調していることから、木村は理事会および経営学部教授会で、原告の名誉を2重、3重に貶めていると主張する。

例えば、山田氏の「2文書への批判文書」(甲22)の5頁では、木村は、原告の担当科目を、敢えて開講するべき必要がない科目、総じて不必要又は必要度が低いと理解したうえで、被告井形、被告池島による原告の特任任用手続きは正当であったと主張するが、山田氏は、10年以上前からカリキュラム委員会でも教授会でも承認、決定され続けてきたもので、それを経営学部のカリキュラム体系上、必要か否か不明と言っているのは、「何も分かっていません」と言っているようなものと述べているように、事実を歪曲、隠蔽する木村の行為は原告の名誉を念を押すかのように著しく貶めている。

同様のことは、この木村文書(甲25)にも散見され、「3 むすび」では、労使慣行の無視、不法行為者の擁護、学長執行部への責任転嫁などを行っており、不法行為者の擁護では「今般の吉井氏問題で当時の検討委員会委員長：被告池島氏は自己に課された職務を忠実に執行したのみであると言える」と述べるなど非常識極まりない内容を、理事会や経営学部教授会で公言し、それが罷り通っていることは、原告の名誉を著しく損なうものである(甲25、3頁)。

エ 原告の特任人事を裏から妨害し、退職後も理事会の実力者として、

原告の名誉を棄損し続けた人物、被告北村實

次の2つの情報をもとに、原告に不法行為を仕掛け、名誉棄損をしてきた首謀者であることを示し、かつ、理事会をはじめ学内で特任人事は退職後の再雇用で、新規雇用と同じ手続きで採用され、そこには労使慣行は存在しないと繰り返し主張し、井阪理事長および重森学長の真意を歪めて学内に流布している張本人であり、被告井形、被告池島、木村はその追随者であることを強調しておく。

なお、この再雇用、新規雇用について少し付記しておく。

里上教授が2005年3月末に特任教授を取消され、大阪地裁に訴えた地位保全仮処分命令申立事件の訴訟中の、2005年7月1日の合同教授会の席上で、井阪理事長および重森学長が心情を吐露された言葉「今回のことは、例外中の例外というふうを受けとめて、従来からの本学の、人事をする教授会と理事会との関係はなんらの変化はないということを申し上げたくて開いたという趣旨です」(甲26)を

ないがしろにし、新たに規定された特任教員任用規程（新規程）を己の都合の良い方向に解釈させ、歪曲させてきた人物である。なお、重森学長は学長選挙での功労者である被告北村のために副学長・理事のポストをつくって遇している。

以下、原告の名誉を棄損する2つの情報について述べる。

① 2015年9月25日の経営学部教授会での被告北村発言

前述の山田氏による「2文書への批判文書」（甲22）の4頁に記載されている下記内容より、被告北村の行為は原告の名誉を著しく損なっている。

その意味は、虚偽の新規程を偽装し、「3か年の授業担当科目についてはカリキュラム委員会の承認が必要」とした規程のもとで、カリキュラム委員会は原告の担当科目を不要、必要度が低いとして不開講とし、担当科目のない特任教員は認められないという決議をしているが、これを仕掛けたのは被告北村**である**ことを自らの言葉で語り、「被告井形、被告池島が通じて、口実をつくってというのは事実ではない」と述べている。

これは、**大阪高裁判決の「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」は「被告北村主導の共同不法行為」であったと証言しているに他ならず、被告井形、被告池島を裏で操っている人物という観点で、原告の名誉を著しく棄損している。**

カリキュラム委員会での議論の様子は、議事録が作成されていないため、このような池島氏の陳述から推測するしかありません。最初に口火を切った人を尋ねられて「それは申し上げられません」と、なぜか証言を拒んでいます。

この点について、2015年9月25日の経営学部教授会における北村氏の発言が参考になります。私のメモ（隠し録音ではありません。念のため。）から北村氏がおこなった発言を再現すると、以下ようになります。

吉井さんの問題に関係して

「当時のカリキュラム委員長、学部長の名誉にかかわる。

学部長がカリキュラム委員長と共同して吉井氏の特任教員就任手続きを妨げた。井形、池島が通じて、口実をつくってというのは事実ではない。

当時のカリキュラム委員会において、吉井氏の担当科目についておかしいと私が申し上げた。

Ⅱ部の時間帯でもっている科目は、学則上ない科目である。外書講義は大学院へ進学させる実質のある人が担当するべきだと、私が申し上げた。

特殊講義は、吉井氏がかってに自分でつくってはいけないものである。

このことは、山田氏による「2文書への批判文書」(甲22)の11頁の「5隠れ上手な真の主役」からも推認され、その一部を下記に示す。なお、原告が別件訴訟1で被告北村を不法行為の首謀者としたい旨、代理人弁護士に相談したが、それは不可能と一括されたことを思い出す、隠れ上手な人物である。

北村氏は、吉井さんの問題に最初から実質的に一方の当事者の指導的立場として関わっていたのですから、公正に調査・検討して処分の適否を判断し、またその処分案を作成する役割を担う懲戒等検討委員会にその北村氏が入り、そこで事実上のリーダーを務めるなど、あってはならないことだったのです。法律を専門とする北村氏には、問題の一方の当事者として深く関わっている自分が懲戒等検討委員会に加わってはならないことは判断できたはずです。しかし、理事会のほとんどのメンバーは、北村氏が果たしてきた関わりを深く知る立場にはなかったため、懲戒等検討委員会を構成するにあたり、そこに北村氏を入れるという不適切な人選が何の疑問もなく行われてしまったのでしょう。その結果、吉井さんの申請に係る問題の発端から、派生した草薙さんの処分問題までのすべての過程に北村氏が主役を演じるような事態を作ってしまったのです。

しかし、北村氏は問題に責任をとる立場につくことは上手く避けて、影響力を行使して事を運ぶ、すぐれた能力をもっているため、裁判の被告に立つこともなかったのです。本当は、吉井さんがもっとも追及したかったのは、北村氏です。経営学部の教員はよくお分かりだと思います。

② 別件訴訟3の、草薙裁判での尋問調書「速記録(平成28年12月22日 第2回口頭弁論)証人 北村實」(甲18)に記載の被告北村発言

草薙氏は佐藤武司理事長執行部の中核人物である被告北村を証人として呼び、理事会に組織された懲罰等検討委員会の手続きが公正であったかなどを双方の代理人弁護士により尋問させることに成功している。

草薙裁判は被告井形・被告池島の故意による共同不法行為との判決が確定した原告の地位確認を求めた訴訟と密接に関係しており、被告井形・被告池島ら経営学部執行部が被告大学の特任規程(新規程)に準拠して適切に進めたか、不法行為はなかったか、不法行為の関係者は誰かなどを被告北村に尋問している。

この証人尋問において、被告北村が不法行為の首謀者であると確信したが、それを補強する裏付けとなる情報、すなわち、被告井形が原告に「特任教授を辞退されるのでしょ」と発言した2012年4月6日から「カリキュラム委員会の総意を受けて原告に特任申請を自主的に辞退せよ」と迫った10月15日までのカリキュラム委員会の動きをまとめた資料を以下に示す。

なお、この資料には、2012年5月11日のカリキュラム委員会で被告北村カリキュラム委員が「特任採用の扱いは学部執行部でコントロール可能」という話をしてお

り、同年、10月12日のカリキュラム委員会では被告北村カリキュラム委員が原告の3か年の授業科目計画にクレームをつけているが、出席者は何も発言しないと記載されている。

この資料は原告がウェブページで公開しているが、その真実性は山田氏の「2文書への批判文書」(甲22)をはじめ、別件訴訟1での池島の陳述書(甲4)など、多くの資料で確認することができる。

2012年 4月6日	教授会：合同教授会の始まる前に、井形浩治学部長が吉井を学部長室に招き、「特任教授を辞退されるのでしょ。渡辺大介さんは辞退されますが」と言われ、教授会の場で、明確に「辞退の意思がない」ことを主張する。 北村實グループの妨害が始まったと感じた瞬間である。
2012年 5月11日	教授会終了後：カリキュラム委員より、これはマル秘事項だが、今朝のカリキュラム委員会では吉井の特任をはずす動きがあるので要注意、教授会を休まないように、と言われる。
2012年 5月17日	カリキュラム委員より、前回のカリキュラム委員会(5月11日)で、北村實カリキュラム委員が特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能という話をしており、北村流「ごまかし」がはじまるであろうとのこと。 吉井が3年間の授業ができるか、休講回数、教授会の出席回数(出席率)などを挙げており、彼らに体制を固められると、覆すのが難しい。 吉井の特任申請にあたっては、井形浩治学部長に、「執行部、よろしく」ということが大事かと思うという内容の連絡があった。
2012年 6月8日	教授会：カリキュラム委員より、吉井の特任教員の件で今朝のカリキュラム委員会が何か仕掛けており、注意を促すメモを見せられるが、その内容が全く理解できない。
2012年 6月22日	教授会：北村實らの発言に気になるところがある。 ①北村實が欠席した理事会の議事録をテープで確認すると発言したこと ⇒ テープで残すな、文書で残すな、その場に居た者がわかればよい、と発言してきた本人の口から、理事会の議事録はテープでも残されていると判明したため。 ②特任人事では、雇用の責任はないという裁判の判定がくだされたので、教授会が認めないケースではそのような事態が発生することがあるとして、北村實は、今日の教授会を含め、繰り返し、学部の専決事項、学部教授会決議の不可侵性を強調する。 ③3つの教員審査が行われたが、そのうち、3番目と2番目の投票総数に違いがあると女性教員が指摘し、欠席投票が発覚する。 議題は事前に知らされることなく、議論に参画せずに欠席投票を認めるのは問題との吉井の意見を、田中健吾准教授らがストップをかける。 ◆2011年11月11日の、北村實総務担当理事と田中健吾元学部長補佐による動議『経営学部教授会決議方法について』を1年間試行すると採択した新規程では不具合があれば廃止するとして、欠席投票を認めている。この規程の目的は吉井の特任人事を教授会の投票で拒否するためと推測される。
2012年 9月10日	教授会：北村實カリキュラム委員が吉井に特任を希望されているのかどうかしらないと発言、吉井は貴方が原告の特任を望んでいないだけでしょと反論する。
2012年 9月28日	教授会：学部執行部は、吉井の特任教員採用は「人事に関する件」の議題として取り扱うべき内容にもかかわらず、「その他」の議題で取り扱う。
2012年 10月14日	カリキュラム委員からアドバイスの連絡がくる。 原告の講義計画について北村實カリキュラム委員がクレームをつけるが、出席者は何も発言しない。 ◆「吉井は1部科目を2部で教えている」、 「外国書講読はパーバラさんと非常勤の科目である」など ◆二宮正司教授の特任教員への採用と同じように扱ってくれ ◆原告の出したカリキュラムに何か不備がありますかと聞くこと、とアドバイスをくれる。

被告北村への尋問速記録(甲18)より、原告に対し、不法行為、名誉棄損があったと推認される部分を抜粋し、下記に示す。

(a)特任任用規程を無視して、原告の申請書類を提出しなかったことの是非を質問
(原告代理人)特任教授任用規程の手続は履行しなくてもよいというのが当時の経営学部の方針だったんですか。

(被告北村) 違います。

(原告代理人) そうすると経営学部としてはこの提出、先ほどの9条③の提出をすべきだったということに、ここはよろしいのですか。

(被告北村) いえ、私はその判断ができません。私が関与しませんでしたから。 (同、28頁)

(b)「書類が不受理」と「物理的に原告の書類を提出しない」は、同じ意味かと質問

(原告代理人) 井形さんは経営学部に対して書類が不受理であったと、そういう報告をしたんですね。

(被告北村) 書類が不受理とおっしゃったかどうかは記憶ありませんが、不受理でしたという報告は記憶していますし、学内理事会でも不受理という言葉で語られたと思います。

(原告代理人) 先ほどの特任教員任用規程で、提出すると書いてありますよね。

(被告北村) はい。

(原告代理人) これは物理的に書類を提出する意味ですよ。

(被告北村) いや、ちょっと理解してませんでした。

(原告代理人) 現在どういう認識ですか。

(被告北村) 少しこの規程には不備があるんだろうと思っています。

(原告代理人) いや、答えを聞いています。物理的に書類を提出するという意味ではないんですか。

(被告北村) いや、そのような解釈に私が至ってるわけではありません。

(原告代理人) そうすると、これ、話、ペーパーすら出さずに口頭で何か言えば提出したことになるというのがあなたの理解ですか。

(被告北村) いえ、そのようにも考えてません。

(原告代理人) そしたら、やっぱり紙ベースのそういう事業計画その他を提出するしかないんじゃないですか。

(被告北村) いや、分かりません。

(原告代理人) 分からない。

(北村) はい。 (同、29～31頁)

(c)物理的に書類を提出しなかったことは特任規程を歪めていないかと質問

(原告代理人) 不受理ではなくて提出していなかったとしたら、提出するように進言していましたか。

(被告北村) いえ、進言していません。

(原告代理人) 井形さんが特任教授推薦委員会に書類を物理的に提出しなかったことは、特任教授任用規程をゆがめるものだと思いますか。

(被告北村) 考えていません (同、31頁)。

(d)申請書類を提出していないことはパワハラではないかと質問

(原告代理人) 吉井さんが申し出ているにもかかわらず、**特任教授の書類提出をしなかった井形さんの行為がパワーハラスメントだとは思いませんか。**

(被告代理人) 異議あり。しなかったとは先ほど来の尋問では出てないと思います。質問変えてください。

(原告代理人) **書類を提出していないとすれば、それはパワーハラスメントだとは思いませんか。**

(被告北村) 井形氏は丁寧な …。

(原告代理人) イエスカノーで答えてください。

(被告北村) 思いません (同、37頁)。

(e)高裁で不法行為が確定した井形、池島は処分の対象にならないのかと質問

(被告代理人) どうも吉井さんの事件に関連して井形、池島さんの処分がなされていないのと、草薙さんの処分との均衡を失してるのではないかと、こういう話が先ほどからの質問の趣旨、反論だとは思うんですけども、井形、池島さんの処分がなされていないというのは、あなたのほうで理由知っていますか。

(被告北村) 処分がなされていないというのは、そもそも井形、池島さんの行為が一部パワハラという表現をされるところがありますけれども、そのような判断をした学内のどこかの機関の判断があるわけではないので、そのような認識はしていないということです。

(被告代理人) パワハラの点はいいんですけども、その処分がされていないというパワハラでの処分ということじゃなくて、要するに、高裁で何か不法行為的なことを認定されたことについて処分すべきじゃないかとかいう点は、問題にはなっていないですか。

(被告北村) はい。高裁判決が出る前に吉井氏の身分回復、特任教授等の地位の確認又はそれに相応する経済的な賠償が認められない限り、上告しないという決定をし、あのような決定をしたときにも、井形、池島さんには上告を断念いただいたという経過もあって、そのような提案は全く理事会ではありません
(同、41頁)。

特任教員任用規程(新規程)をつくったと教授会で発言する被告北村は(甲3, 2頁)、新規程の意図を熟知したうえで、双方の代理人の尋問に答えていると解するのが妥当である。

そのうえで、前述の尋問に対する応答内容を解釈する限り、不自然な応答であることから、隠された真実が別にあると疑わざるをえない。

このことは、山田氏の「2文書への批判文書」(甲22)の11頁、「北村は原告の問題に最初から実質的に一方の当事者の指導的立場としてかかわっていた」という言葉と、別件訴訟3の草薙裁判での草薙氏の陳述書(甲17)の5頁、「当時から現在に至るまで、北村理事のやり方は一貫しており、理事会においても学部教授会においても問題ごとを公の場に出さず、自分とその周辺に不利な事はどのような手段を用いてでも揉み消そうとする、というものです。吉井氏は裁判に訴える以外の方法で、自身の問題を公にして争うことはできなかったと思います。」より推認され、原告の名誉を著しく棄損していることを主張する。

オ 佐藤武司理事長の陳述書(甲27)は、原告の名誉を著しく棄損している

佐藤の陳述書は、原告が被告大学に着任後、幾度となく他の教員などと事件やトラブルを惹き起してきた人物として事実を列挙して非難している。

- ・井被告形に関しては、芦屋大学からの非常勤講師依頼の折、原告のウェブページにより「何か問題のある人物」として井形の名誉を棄損した。
- ・被告池島に関しては、「大学や研究の業界に知れ渡ることになり、色々言われるのが嫌になり、学会等への参加が減ってしまった」研究妨害である。
- ・被告北村に関しては、被告北村から「原告には授業担当問題や公私混同的な研究費使用に関する問題などがあり、その際の原告の尋常でない外部への攻撃性に大変手を焼いた」と聞いており、被告北村が学部長として適正な業務を行ってきたにも関わらず、事実を反した記載をウェブページにされてしまうなど、深刻なネット攻撃にさらされている。

と被告井形、被告池島、被告北村に代わって、佐藤は原告を非難している。

その他、受験生やご父兄には原告の行為は大学全体の信用失墜につながるなどとして、原告を強く非難している。

このような非難以上に原告の心を傷つけたのは理事長の次の言葉である。

「特任訴訟の傾向からかんがみると、… 損害賠償請求をするにあたり、吉井氏は激しく抵抗する可能性が高く、… 現在把握している財産については保全を行う必要があると考えます。」

原告は、佐藤が問題とするこのような事実、すなわち、被告井形、被告池島、被告北村らが原告に行った不法行為の反作用が個々人および被告大学の名誉を棄損しているか否かを、理事長の地位を活用して精査し、被告大学の経営のかじ取りをされるべきで、それを怠っている佐藤は原告の名誉を著しく貶めていると原告は主張する。

カ 田村正晴理事の陳述書(甲28)は、原告の名誉を著しく棄損している

田村は民間企業での勤務を経験し、被告大学では事務局長を経験し、現在は同窓会会長ということであり、企業をみる目は養われていると判断したうえで、事務局長の立場から被告大学の問題点を抽出し、改善されてきたかと問いたい。

田村の陳述書から経営に関与する者としての問題点は何かを分析された痕跡は感じられず、表面的な現象でもって原告の名誉および名誉感情を損なっていると主張する。

そのように感じる、田村の問題意識を示す事項を以下に列挙しておく。

- ・上司や同僚の立場など全く忖度することなく、自己の利益のみに走り、一方的に情報を発信し、**ネットの向こう側でほくそ笑む行為は非道卑劣の極みではないかと考えます。**
- ・吉井氏の行為は、我が母校の評価を落とし、教職員、在学生はもとより我々卒業生の名誉と誇りも著しく棄損するものです。
- ・併せて入試業務への影響も大いに懸念されるどころです。
- ・**当時、大学進学を控えた孫娘から「お爺ちゃんの大学のパワハラ事件は本当か？」との電話がありました。**
- ・本学が被った有形無形の損害には計り知れないものがあるように思われます。
- ・大学の構成員、なかんずく「大学教授」には 社会通念上、刑事、民事の一般的基準を超えた、より高い倫理性が問われます。母校が被った被害は甚大であり、個人の名誉棄損も明白です。

4 損害

(1) 算出根拠

名誉棄損は無形の損害であるため、損害額の算出は困難であるため、何を問題としており、その損害額はどのように算出されるべきかの論点整理を行うことにする。

最初に、損害賠償を求める根拠を明確にするために、原告の名誉を棄損していると原告が主張する被告大学の行為を以下に列挙すると、

- ・原告が被告大学に働きかけた行為に対する理事会の調査委員会などによる追及
- ・被告大学の人権委員会を利用して原告を名誉棄損で追求する
- ・研究教育活動に対しては、
 - 原告の担当科目に圧力をかける
 - 原告の担当科目を非常勤講師に振る
 - 学会出張を妨げる
 - 学内では、学生に広く教育する機会を奪っている
- ・退職における特任人事では、規程を恣意的に操作して特任人事を妨害するなど

- ・学外での社会貢献活動では、多くの企業への VE 普及活動の妨害
- ・原告退職後も、被告大学理事会および経営学部執行部は原告の名誉を貶める
公示や文書の配布などを学外の大学関係者、理事会、経営学部教授会で行っている

このような行為により、

- ・原告の経営学部教授会および学内での社会的評価を著しく貶めていること
- ・原告の教育研究者としての誇りを貶めていること
- ・2003年2月頃から2013年3月の原告が退職するまでの10年間という長期に亘って、原告に精神的苦痛を与えていること
- ・学外では、学内で名誉棄損で訴えられる問題のある人物、退職に際しては、学内の制度が適用されずに特任教授に任用されなかった人物として、原告の社会的評価を貶めている

その結果として、被告大学および被告北村、被告井形、被告池島らによる原告に対する名誉棄損行為に対して、連帯して、損害賠償を求めるものである。

第2に、被告大学による原告に対する名誉棄損の不法行為と被告大学が原告を名誉権侵害などで訴えた原告の行為を客観的に評価することが損害賠償請求の判断には肝要となる。このために、被告大学が名誉棄損している、業務侵害しているなどと原告を訴えた別件訴訟2の大阪高裁判決が極めて重要な判断根拠となる。

- ①「本件記事等の掲載は、公共の利害に関する事実に係わり、専ら公益を図る目的で行われたものと認められ、**執行部による継続的かつ組織的なパワハラという意見の前提となる事実の重要な部分は真実であり**、したがって、前提となる事実の重要部分が真実ではない蓋然性が高いとは認められない」（甲8、10～11頁）、
- ②「以上のように、**本件記事等が公共の利害に係るものであり、その掲載が専ら公益を図る目的で行われたこと、本件記事等の意見の前提とされた事実の重要な部分が真実であること、このような事実を前提とした意見が、意見としての範囲を逸脱したものとは認められないこと**、本件記事等の摘示された事実がプライバシー情報には属さないことを考慮した場合に、なお、これを違法とすべき事情の主張、立証はない。」（甲8、11頁）と裁判所の判断を示している。

なお、「本件記事等」とは次の3つの事実を指し、これらで原告在職中に原告が被告大学に名誉棄損などの不法行為をしてきたか、逆に、被告大学が原告にパワハラなどの不法行為をして原告の名誉を棄損しているかを判断する根拠となるものである。

- ③平成15年〈2003年〉2月から3月にかけて、樋口と被告北村が海外留学中の原告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした

事実

- ④平成17年(2005年)5月に二宮が調査会社のサイバーブレインズから原告宛に送られた郵便物を無断で開封し、その封入されていた請求書の内容につき、サイバーブレインズに電話で問い合わせるといふ行為に出た事実
- ⑤平成24年(2012年)から平成25年(2013年)にかけて、被告井形、被告池島が共謀し、原告の特任教員任用申請を故意に妨害した事実

第3に、名誉棄損と社会的評価との関連から、それぞれの社会的地位を確認しておくことは重要な判断要素となる。

原告は、被告大学在籍中は経営学部所属の教授として教育研究活動に従事し、その傍ら、公益社団法人日本VE協会の参与として産業界への貢献、情報通信総合研究所の客員研究員として情報通信分野の研究に従事していた。退職後は、日本VE協会の参与としての社会貢献に取り組む一方、国際経営コンサルタント、全能連認定マスターマネジメントコンサルタントでもあるのでFunction & Value Management Research Centerを立ち上げたが、これは被告大学との訴訟により開店休業状態にある。

被告大学は、学校法人という公益を目的とする公益社団法人の1つであり、公教育を行う主体にふさわしい公共的な性格が求められる存在である。大学は学問の自由が保障され、大学の自治が認められており、その主要な担い手である**教授会には**教員の人事に関する諸権限、学則・内規等内部規程の制定権、教育課程・カリキュラムの編成権などが帰属しており、教授会がこの自治の内容を不法に侵害する場合は不法行為を構成する要件となる。

一方、**理事長には**、(公社)経済同友会の「私立大学におけるガバナンス改革－高等教育の質の向上を目指して－」(2012年3月)が示す、次の判断基準に適合する行動が求められる。

「経営トップ・リーダーである理事長・学長は、組織の目指すべきビジョン・理念・方向性を示し、構成員の意欲・やる気を喚起するとともに、自ら先頭に立って目標に向かって組織全体を牽引していくことが求められる。」

上記の第1から第3の検討を踏まえ、被告大学による名誉棄損の不法行為の賠償額算出に当たって、考慮すべき事項を下記に列挙する。

- ①被告大学による名誉棄損の公共性の評価
- ②被告大学による名誉棄損の公益性の評価
- ③被告大学による名誉棄損の真実性、真実相当性の評価
- ④被告大学の悪質性の評価(動機、意思)
- ⑤被告大学の悪質性の評価(繰返し性、組織的加害行為、組織改善の兆候)
- ⑥原告に及ぼした不利益性(コンサル活動妨害、本人および家族の精神的負担)

これらを9段階のリッカート尺度を用いて原告の主観で概略評価する。

	+4 完全に	+3 殆ど	+2 かなり	+1 少しは	0 どちらとも いえない	-1 少しは	-2 かなり	-3 殆ど	-4 完全に
	名誉棄損である傾向、大の方向 ←					→ 名誉棄損とはいえない傾向、大の方向			
①被告大学による名誉棄損の公共性の評価		◎							
②被告大学による名誉棄損の公益性の評価		◎							
③被告大学による名誉棄損の真実性、真実相当性の評価		◎							
④被告大学の悪質性の評価(動機、意思)		◎							
⑤被告大学の悪質性の評価(繰返し性、組織的加害行為、組織改善の兆候)		◎							
⑥原告に及ぼした不利益性(コンサル活動妨害、本人および家族の精神的負担)				◎					

このように評価する根拠を以下に示す。

①～③の公共性、公益性、真実性については、別件訴訟2の大阪高裁の判示に拠る。

④悪質性(動機、意思)では、

経営学部内では、執行部らは、2012年5月11日のカリキュラム委員会で原告の特任人事は学部執行部でコントロール可能との打ち合わせをし、9月28日の教授会ではそのために被告大学の特任教員任用規程(新規程)とは異なる悪質な規程を新規程として偽装し、10月14日のカリキュラム委員会では原告の科目を全て不要などとして、原告作成の申請書類を推薦委員会に提出しないという被告大学はじまって以来の悪質な行為をしている。

さらに、原告が教学ルールに反する1部科目の2部重複開講を勝手にしているとしたケースでは、井形が自ら仕掛けた悪意に満ちた不法行為である。

理事会では、2015年2月24日の「本学元教員による名誉棄損、業務妨害行為について」という公示文書に、理事長をはじめとする理事会執行部の悪意が集約されている(甲22、13頁)。

⑤悪質性の評価(繰返し性、組織的加害行為、組織改善の兆候)では、

2003年から原告が退職する2013年まで、学部執行部(除く、濱本、渡辺執行部)は繰返し原告にパワハラを仕掛けていたこと、それらは時には人権委員会や理事会を巻き込んで原告にパワハラを仕掛けていたことである。

そして、最も重要なことは、被告大学には全く組織改善の兆候が見られないことである。それは、故意による共同不法行為の井形、池島は懲戒処分の対象にならず(甲17、甲22)、共同不法行為者の池島が2018年度には経営学部学部長・理事に返り咲き、もう一人の共同不法行為者、井形は評議員という地位にあることである。

⑥原告に及ぼした不利益性(コンサル活動妨害、本人および家族の精神的負担)では、

収入という面では、被告大学の井形・池島の故意による不法行為により、特任教授の機会を失うという経済的なロスもあるが、退職後、原告の民間企業および

経営コンサルティング、マーケティングリサーチ、VEの実務経験と専門知識を活かして Function & Value Management Research Center を立ち上げたが、被告大学との訴訟で開店休業になっていることが残念である。

精神的負担という面では、被告大学勤務中は春、夏、冬の休みになると人権委員会からの出頭命令の電話が来る、理事会調査委員会からは取り調べに応じろなどの郵便物が配達されるなど、ストレスから膠原病を発症し、現在も治療中であること、家族は被告大学からの電話や郵便物に恐怖しており、退職した現在も固定電話には出ようとしない実態が続いていることなどが挙げられる。

また、退職後は被告大学から大量の不信メールが送られてくるなど、原告および家族は被告大学には良い印象をもっていない。

第4に、損害賠償額の算出のために、どのような不法行為による名誉棄損があったかの、量的イメージを示す必要があるため、該当する事件をリストアップして甲29に示しておく。記載漏れもあることから、35件はくだらないと思われる。

第5に、1件当たりの損害賠償額であるが、別件訴訟2における被告大学の第1準備書面（平成27年12月8日）の下記に準じるべきと判断する。

① 名誉権侵害

インターネットにおける名誉権侵害の不法行為の数は、掲示板であれば1投稿、ブログであれば1記事のように、最小単位で捉え、数えることができる。

訴状記載のとおり、本件ブログでは、少なくとも19個のウェブページにおいて、原告の名誉権を侵害する記事が投稿されている。

法人としての原告が被った無形の損害は、少なくとも1個の不法行為あたり金30万円としても、 $19 \text{個} \times 30 \text{万円} = 570 \text{万円}$ をくだらない。

② 守秘義務違反による不法行為

被告が守秘義務違反によりアップロード、公開している音声ファイル（MP3ファイル）、PDFファイルは、少なくとも10個以上ある。

法人として被った無形の損害は、少なくとも1個あたり金30万円としても、合計で金300万円をくだらない。

これより、1件当たりの損害賠償額を30万円、そのカウントは1記事、1つのPDFファイルといった最小単位でもって損害賠償額を算出することになる。

ただし、被告大学の1件当たりの損害賠償額30万円は、ウェブページという拡散性の強いメディアであることを考慮して、原告は20万円とし、これに、前述の**第3**で述べた被告大学の社会的地位からくる6つの評価項目を下記のように原告が主観的

評価をして、1件当たり損害賠償額を34万円とする。

被告大学の故意による悪質さ、改善がなされているとは思えない現状、および、学校法人に求められる責任感の欠如から、厳しい対応が求められるべきと強調する。

1件当たり損害賠償額の評価のためのリッカート尺度
被告大学はインターネットの拡散性を考慮した30万円/件と解釈して、原告は20万円/件とする

倍	1.8	1.5	1.2	相応の罰則	0.8	0.5	0.2	0	
	← 名譽棄損割増し傾向、大の方向			基準	→ 名譽棄損割引き傾向、大の方向				
	40	36	30	24	20万円/件	16	10	4	0
①被告大学による名譽棄損の公共性の評価		◎							
②被告大学による名譽棄損の公益性の評価		◎							
③被告大学による名譽棄損の真实性、真実相当性の評価		◎							
④被告大学の悪質性の評価(動機、意思)		◎							
⑤被告大学の悪質性の評価(繰返し性、組織的加害行為、組織改善の兆候)		◎							
⑥原告に及ぼした不利益性(コンサル活動妨害、本人および家族の精神的負担)				◎					

$$(36 \times 5 + 24) \div 6 = 34 \text{ (万円)}$$

(2) 名譽棄損による損害額

前述の第4および第5より、名譽棄損による損害賠償額は1190万円となる。

原告は、これを参考にして、被告大学に1000万円の損害賠償額を請求する。

$$35 \text{ 件} \times 34 \text{ 万円} = 1190 \text{ 万円}$$

5 結論

原告は被告大学に対し、名譽棄損による損害賠償請求権を行使し、金1000万円および、原告が名譽棄損されているとの判断に至った、別件訴訟2の「被告準備書面(5)組織的な不正行為、パワハラは事実」の日付、平成28年7月23日から支払済みまで、民法所定の年5%の遅延損害金の支払を求める。

以上

第3 証拠方法

証拠説明書に記載

第4 添付書類

- | | |
|-----------|------|
| 1 訴状副本 | 4 通 |
| 2 証拠説明書 | 各1 通 |
| 3 甲号証(写し) | 各1 通 |
| 4 登記事項証明書 | 1 通 |